

# 第四十六回 参議院法務委員会議録 第十一号

(一九五)

昭和三十九年三月十二日(木曜日)  
午前十時二十八分開会

委員の異動  
三月十日

辞任  
田中 啓一君  
上林 忠次君  
小林 武治君

補欠選任  
上林 忠次君  
小林 武治君

三月十一日  
辞任  
田中 啓一君  
上林 忠次君  
小林 武治君

出席者は左のとおり。  
理事長  
上林 忠次君  
小林 武治君  
後藤 義隆君  
中山 福藏君  
福藏君

理事  
植木 光教君  
大谷 賢雄君  
鈴木 一司君  
万平君 德弥君  
坪山 得治君  
龜田 順造君  
中村 順造君  
鈴木 健太君  
賀屋 興宣君

委員  
後藤 義隆君  
稻葉 誠一君  
和泉 覚君  
植木 光教君  
大谷 賢雄君  
鈴木 一司君  
万平君 德弥君  
坪山 得治君  
龜田 順造君  
中村 順造君  
鈴木 健太君  
賀屋 興宣君

発議者

政府大臣  
法務大臣  
事務局側  
常任委員  
会専門員  
西村 高兄君

政府委員  
法務省民事局長  
事務局側  
常任委員  
会専門員  
西村 高兄君

○理事の補欠互選の件  
○不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案(中村順造君発議)  
○委員長(中山福藏君)これより法務委員会を開会いたします。  
本日は、まず、理事の補欠互選についておはかりいたします。  
去る三月十日、理事後藤義隆君が一時委員を辞任されましたために理事に欠員を生じておりますので、その補欠互選を行ないたいと存じます。互選は投票の方法によらないで、委員長にそのままの指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(中山福藏君)御異議ないと認めます。それでは、理事に後藤義隆君を指名いたします。

○委員長(中山福藏君)次に、不動産登記法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。稲葉君。

○稲葉誠一君百一一条の改正のところでは、「不動産の表示の登記のされていない不動産」、こうあるわけですね。現在どの程度あるわけですか、全体のペー センテージからいって。

○政府委員(平賀健太君)不動産の表示の登記のない不動産でございますが、登記所では全然これは把握の方法がございませんで、どのくらいあるかと

いうことはわかりかねるのでございます。土地についてはあまり例がない、比較的例が少ないわけでござりますが、問題は建物でございまして、建物が新築されると、表示の登記の申請があるはすでございますが、それが直ちに行なわれないでいるという状態でありますと、表示の登記のない不動産がどうなるわけで、例としては建物がかなりあるということが考えられるわけであります。

○稲葉誠一君建物台帳に載つていてそれから表示の登記がされていないの欠員を生じておりますので、その補欠互選を行ないたいと存じます。互選は投票の方法によらないで、委員長にそのままの指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(中山福藏君)御異議ないと認めます。それでは、理事に後藤義隆君を指名いたします。

○委員長(中山福藏君)次に、不動産登記法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。稲葉君。

○稲葉誠一君百一一条の改正のところでは、「不動産の表示の登記のされていない不動産」、こうあるわけですね。現在どの程度あるわけですか、全体のペー センテージからいって。

○政府委員(平賀健太君)不動産の表示の登記のない不動産でございますが、登記所では全然これは把握の方法がございませんで、どのくらいあるかと

ますけれども、そういう建物がかなりあるわけでございます。  
○稲葉誠一君私の聞きたいのは、建物台帳に登録されおれば、一元化に従つて当然不動産の表示の登記がされるはずなわけですね。ところが、現実には、事業がおくれているために、これがまだされていないものがずいぶんあるわけでしょ。そこはどういうふうになつておるのですか。

○政府委員(平賀健太君)これは、たゞいま申し上げましたように、現在台帳に載つておりますがまだ登記がされていない——その登記というのは、表示の登記ではございませんで、保存登記でございますが、台帳に載つていて登記簿に保存登記がされてない建物というのは、これはかなりございま

す。それから、ここに表示の登記と申しておりますのは、台帳と登記簿の一元化が進んだところは、台帳がなくなりまして、登記簿一本になります。そして、この台帳の登録に当たるのが、いわば表示の登記なのであります。ありますから、二本立てになつておるわけで、とにかく台帳に載つておる建物でございます。ところが、まだそれが済んでおりませんところは、台帳と登記簿とともに全部建物の登録が全部登記簿の表示の登記になつて変わつてしまふわけあります。ところが、まだそれが済んでおりませんところは、台帳と登記簿と登記簿の一本立てになつておるわけで、とにかく台帳に載つておる建物でございます。これが所有権の保存登記はされ

てなくとも、台帳がいわば表示の登記にかかる作用を営むわけでございます。ところが、一元化が済みましたところは、台帳に載つておる建物であれば必ず登記簿のほうに移つております。そして、表示の登記がされておるということになるわけであります。

○稲葉誠一君それはわかっておりますの登記簿のほうに移つております。そして、表示の登記がされておるということになるわけでございます。

○稲葉誠一君そこで、私の問題にしているのは、この前民事局長が言われました、建物保護法によって、土地の賃貸借の登記がなくて、建物登記が行われ、第三者の土地の所有者に対する抗できるわけでしょう。その場合のいわゆる登記というの、不動産の表示の登記でもいいのだというお話をしたね、とすれば、この場合に、建物台帳に載つておる登記では建物保護法による登記に含まれないのかどうか、こ

れを至つてないものが全体の建物の中でどうなっているか、土地は比較的少ないのでありますから、一元化後の状態について申し上げますと、表示の登記はされているが所有権の登記はされてないところは、台帳に載つておる建物であれば、これは所有権の保存登記はされ

てなくとも、台帳がいわば表示の登記にかかる作用を営むわけでございま

す。ところが、一元化が済みましたところは、台帳に載つておる建物であれば必ず登記簿のほうに移つております。そして、表示の登記がされておるということになるわけであります。

○稲葉誠一君それはわかっておりますの登記簿のほうに移つております。そして、表示の登記がされておるということになるわけでございます。

○稲葉誠一君そこで、私の問題にしているのは、この前民事局長が言われました、建物保護法によって、土地の賃貸借の登記がなくて、建物登記が行われ、第三者の土地の所有者に対する抗できるわけでしょう。その場合のいわゆる登記というの、不動産の表示の登記でもいいのだというお話をしたね、とすれば、この場合に、建物台帳に載つておる登記では建物保護法による登記に含まれないのかどうか、こ

お聞きしているわけです。

○政府委員(平賀健太君) 台帳に載つておるだけでは、登記ある建物とは解釈することは困難であると思ひます。

○稻葉誠一君 そうすると、その仕事がおくれているために、建物に保存登記があれば問題がないけれども、保存登記がない。土地の所有者は変わってしまった。そうすると、表示の登記がしてあればまあいいとして、國の仕事のやり方がおくれるために表示の登記まで至らないわけです。その場合に、建物の所有者が非常な不利をこうむることになるのじゃないですか。建物取去明け渡しの訴えを起こされれば、対抗する権限が——台帳には登録されておるけれども、行政事務がおくれたために表示の登記が登記されないと、結局、建物の所有者が取去せざるを得ない段階に追い込まれてくるのじゃないかと聞いているわけです。

○政府委員(平賀健太君) 確かに仰せ

のような点はございますが、建物の所有者すなわち借地人といたしましては、台帳の登録がすでにされておるわけでございますから、いつ何どきでも保存登記の申請はできるわけでありまして、保存登記の申請をして登記する道は常に開かれているわけでございます。それをやっていたら、これは登記簿と台帳との一元化の以前にすでにそういうことであったのであります。そういうことになるわけでございます。

○稻葉誠一君 それはわかりきつてい

ることで、登記しないのは悪いのだといえ、それはその人が悪いのかもしませんけれども、表示の登記といふものは、本来第三者に対抗するのが登記の要件だ、本質だとすれば、登記という本質的な性格を持つていてものと違うのじゃないですか。そうじゃないですか。これはこの前ちょっと話したところですけれども、一体、登記といふものと登記といふものと法律的にはどういうふうに違うわけですか。要件なり効力は。

○政府委員(平賀健太君) これは建物保護法の精神でありますが、それは借地権の登記それ自体ではないわけ、現場に建物が建つておるということがまず前提なんだと思います。それが登記簿に登記されている建物の登記があれば、借地権自体の登記がなくとも、その借地権をもって対抗できるというこの登記をして建物所有権の対抗力を必ずしも持つていなくてもいいのじゃないか、登記は。ですから、これは表示の登記だけでも足りるという解釈になる

といふうに考えておるわけでござります。で、表示の登記それ自体では、本来の登記の性質としましては、第三者対抗力がないと私も考えておりません。で、表示の登記なんということは全然考えなかつたわけでしょう。これは明治四十二年ですか、条文を

地震買賣なんという言葉がございまして、その点は台帳の登記と同じでござります。ただ、建物保護法の規定がこいつふうに登記ある建物ということになつております。その関係で、台帳に登録されています。現行の建物保護法の解釈としましては、現行の建物保護法の解釈としましては、台帳の登録だけで足りるというわけではありません。ただ、土地の賃貸借というのは地主の承諾が要るのであります。表示の登記なんということは全然考えなかつたんじゃないですか。保

法ができたときは、ただ、土地の賃貸借というのは地主の承諾が要るのであります。地主が承諾をしないといったら、建物の登記なら地主の承諾が必要ではないかといふことで、建物の登記ができないわけですね。実際地主が承諾をしないといつしかたないから、建物の登記はできませんけれども、でした

○稻葉誠一君 私が前に言った登録と登録をもつて表示の登記とみなすとかいう形の経過規定を設けておけば、それは、本来第三者に対抗するのが登記の要件だ、本質だとすれば、登記といふ本質的な性格を持つていてものと違うのじゃないですか。そこまでは考え方で、それは、昭和四十六年の三月三十一日までには全部完了する予定でございますので、それまでの間のこと五、六年の間と、いうものがちょっと均衡を失すると申しますか、早く一元化の済んだところと済まないところとで不均衡が生じますけれども、やむを得ないというふうに私どもとしては考えておる次第でございます。

先ほど申し上げましたように、借地権者としてはいつでも建物の保存登記ができるわけでござりますので、その措置をとってもらえれば借地権の対抗力が生ずるわけでござりますから、ここ五、六年の間はそういうことでやっておる次第でございます。

○稻葉誠一君 建物保護法のできたときには、いまあなたたの言われたように表示の登記だとすれば、表示の登記と借地権の登記である以上は、借地権の対象はどの土地である、その土地の範囲がどれだけである。それから借地権の期間が何年、地代が幾らとあります。借地権の登記でありますから、登記されてはじめて対抗力があると記されています。いわゆる借地権の登記だけでは、建物の登記だけでも対抗するわけでありまして、單に建物の登記だけでは、建物の登記だけでも対抗するわけではありません。いわゆる

わざわざ登記なんであります。

○政府委員(平賀健太君) 確かに台帳にかかる機能で台帳の登録的な機能も持つというものが表示の登記の本来の効力だと思うのでございますが、建物保護法の解釈としましては、表示の登記だけでも足りるという解釈が建物保護法の立法の趣旨から言いまして合理的な解釈ではなかろうかというふうに私は民法にからみまして根本的な改正が必要ではないかということで、他面私どもは考えておるわけであります。

○稻葉誠一君 建物保護法は、やはり日本の現状に照らして借地権者をできるだけ保護したい。ことに不動産の借地権の登記というのはあまりないの

じやないですか、日本では。これは地主の承諾が要るわけでしょう。実際ど

うなんですか。

いえ、それはその人が悪いのかもしませんけれども、表示の登記といふものは、本来第三者に対抗するのが登記の要件だ、本質だとすれば、登記といふ本質的な性格を持つていてものと違うのじゃないですか。そうじゃないですか。これはこの前ちょっと話したところです。

三月三十一日までには全部完了する予定でございますので、それまでの間のこと五、六年の間と、いうものがちょっと均衡を失すると申しますか、早く一元化の済んだところと済まないところとで不均衡が生じますけれども、やむを得ないというふうに私どもとしては考えておる次第でございます。

先ほど申し上げましたように、借地権者としてはいつでも建物の保存登記ができるわけでござりますので、その措置をとってもらえれば借地権の対抗力が生ずるわけでござりますから、ここ五、六年の間はそういうことでやっておる次第でございます。

○稻葉誠一君 私が前に言った登録と登録をもつて表示の登記とみなすとかいうのと登記といふのとは一体どちらの要件、どういう効力が違うのですか。登録とは一体何なんですか。

○政府委員(平賀健太君) 台帳の登録は、これはそういう土地なり建物が存



申請はどうなんですか。

○政府委員(平賀健太君) これはそういう例はよくあるわけでございまして、現行法のもとにおきましたが、やはり他管の不動産と共同担保の関係にあります場合には、全部で五個以上であれば共同担保目録を出しますし、五個未満でありますれば一々やはり他管の不動産の場合はその不動産を表示しまして共同担保だとということを書くことになるわけであります。今度の改正では、他管の場合と同じことでございまして、合わせて共同担保の関係にある場合は常に共同担保目録を出す。他管のものもその目録の中に一緒に書いてやるわけであります。

○稻葉誠一君 それはわかるのですけれども、抵当権の申請なんかする場合に、あれですか、たとえば東京へもする、神奈川へもする、両方やるようになりますが、東京にある不動産につきましては東京の登記所、神奈川にある不動産については神奈川の登記所に、これはどうしてもそちらざるを得ないわけであります。○政府委員(平賀健太君) これはどうしてもそういうふうになります。共同担保関係にある不動産が東京と神奈川に分かれていますれば、東京にある不動産につきましては東京の登記所、神奈川にある不動産については神奈川の登記所に登記する、そななんかやって神奈川に登記する、そういうような形はとれないのですか。○政府委員(平賀健太君) それも考えられるわけでございますが、たとえば東京の登記所に神奈川にある神奈川の登記所の所管の不動産について一緒に登記の申請ができるということにしまして、こちらのほうでは、神奈川にあ

る不動産については登記簿も何もないわけでありますから、はたしてその登記が適法なものかどうかということの調査はできない。どうしてもやはり登記の管轄というのは規則は厳重に守ります。立木とか財団だとかその他の不動産とみなされるそういう財産権につきまして三百九十二条の規定がやはり準用になるわけでございます。

○稻葉誠一君 九十六条ノ二の改正のところで、「本条第一項の改正は、区分所有の目的でない建物の区分の登記をする場合において、」と、こういうふうにありますね、これはどういうことなんですか。

○稻葉誠一君 それは、管轄をやがましく言うのはそれなりに理由があると思うんですけれども、いまの例で、神奈川の法務局に適法に登記がされているかどうかわからないというのはそれはおかしいので、その登記簿の謄本をとれば、ちゃんと認証してあるのですから、それを持って来れば、権利の設定がされているんじゃないですか。それは理由にならないんじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 謄本なんかを持ってきてやればわかるといえども、何か便りやつて、あとは法務局のほうで嘱託の登記所には、これはどうしてもそちらざるを得ないわけであります。

○稻葉誠一君 それを東京なら東京だけやつて、あとは法務局のほうで嘱託の登記所に登記する、そななんかやって神奈川に登記する、そういうような形はとれないのですか。

○政府委員(平賀健太君) それも考えられるわけでございますが、たとえば東京の登記所に神奈川にある神奈川の登記の申請ができますが、郵便で申請すればとれるんです。まあそれはいいんですが、ここに書いてある「民法第三九二条の規定の適用又

は準用」、これはどういうことですか。

○政府委員(平賀健太君) これは三百九十二条は共同担保関係の場合の法律関係で、御承知のとおりの規定でござります。立木とか財団だとかその他の不動産とみなされるそういう財産権につきまして三百九十二条の規定がやはり準用になるわけでございます。

○稻葉誠一君 九十六条ノ二の改正のところでの「本条第一項の改正は、区分所有の目的でない建物の区分の登記をする場合において、」と、こういうふうにありますね、これはどういうことなんですか。

○政府委員(平賀健太君) いまの御質問の、九十六条ノ二の改正条文の逐条説明の「区分所有の目的でない建物の区分の登記をする場合」と申しますのは、一個の建物がございまして、それがたとえば中に壁で仕切りがしてあります二個の建物としてもそれぞれ建物としての効用を果たすという場合に、一戸建ての建物を二個に分ける、そういう場合が区分であります。

区分といいますのは、区分所有権の場合のその区分、一棟の建物を区分してそれを主たる建物にするとか、あるいはその付属建物をほかの建物の付属建物にするという場合に分割と言うわがたとえば中に壁で仕切りがしてあります。それを主たる建物にするとか、あるいはその付属建物をほかの建物の付属建物にするという場合に分割と言うわけであります。

○稻葉誠一君 登記官吏が職権でやるべきは、登記官吏が職権でやる場合の台帳関係と表示の登記の関係におきましては職権でもできるというたまえでございますが、なかなか実際問題としてはこれは職権でとは申しましても、これを実際に行なう場合は職権でもできるといふたまえでございますが、なつかか実際問題としてはこれは職権でとは申しましてます。

○政府委員(平賀健太君) これは現行の所有権の登記の簡明化といふのがありますね、「法律案説明」で。それでは、登記官吏が職権で登記できるといふのはどういう場合があるんですか。○政府委員(平賀健太君) これは不動産登記法の八十一条ノ二の第三項に規定がございまして、「一筆ノ土地ノ一部が別地目ト為リ又ハ地番区域ヲ異ニスルニ至リタルトキ」たとえば畠で、登記官吏が職権で登記できるといふのはどういうふうに違うんですか。○稻葉誠一君 本格的なアパートといふのはどういうのですか。本格的でないアパートがあるのかな。

○政府委員(平賀健太君) 最近ではあまりそういうのはないかもしませんが、アパートとは名ばかりで、その部

屋自体では独立して建物としての効用を果たさない、ベニヤ板なんかで簡単な仕切りなんかしてあるというような

通りまして新しく大字の境界が設けられるということになりますと、これはでござりますと、これはちょっとと区分所有の目的ということにはなりかねると思いますが、最近建つております。立木とか財団だとかその他の不動産とみなされるそういう財産権があるということが保証できませんけれども、申請がなれば当然区分所有の目的となると考えられます。

○稻葉誠一君 建物といふか「不動産の分割又は区分により云々とあります。が、分割と区分というのはどういうふうに違うのですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、建物の分割と申しますのは、主たる建物と付属建物とあります場合に、付属建物を独立させまして付属建物を分離してそれを主たる建物にするとか、あるいはその付属建物をほかの建物の付属建物にするという場合に分割と言うわがたとえば中に壁で仕切りがしてあります。それを主たる建物にするとか、あるいはその付属建物をほかの建物の付属建物にするという場合に分割と言うわけであります。

○稻葉誠一君 登記官吏が職権でやるべきは、登記官吏が職権でやる場合の台帳関係と表示の登記の関係におきましては職権でもできるといふたまえでございますが、なつかか実際問題としてはこれは職権でとは申しましてます。

○政府委員(平賀健太君) これは現行の所有権の登記の簡明化といふのがありますね、「法律案説明」で。それでは、登記官吏が職権で登記できるといふのはどういう場合があるんですか。○政府委員(平賀健太君) これは不動産登記法の八十一条ノ二の第三項に規定がございまして、「一筆ノ土地ノ一部が別地目ト為リ又ハ地番区域ヲ異ニスルニ至リタルトキ」たとえば畠で、登記官吏が職権で登記できるといふのはどういうふうに違うんですか。○稻葉誠一君 本格的なアパートといふのはどういうのですか。本格的でないアパートがあるのかな。

○政府委員(平賀健太君) たとえば土地について申し上げますと、甲乙丙丁戊という五筆の土地があると仮定します。乙丙丁戊の四筆の土地を甲の土地に合併するということになりますと、甲の土地の登記簿がございまして、最初に表題部があつて、それから

甲区、乙区というふうにござりますが、その甲区に所有権に関する事項が記載されているわけでございますが、甲の土地の甲区の所有権に関する事項を記載する個所に、乙丙丁戊の各不動産の所有権に関する登記事項を全部そこに移さなくちゃならぬことになるわけであります。それが非常に手数がかかるわけでございまして、最近の例におきましては、ことに都市の郊外地なんかで宅地造成が行なわれます場合に、多数の土地を合併いたしまして、さらにそれを区画を整地いたしまして、そしてそれを分筆をして譲渡する、分譲というようなことが行なわれております。現在の取り扱いでいきますと、まず、合併した場合に、各不動産の所有権に関する登記事項をある一つの不動産に集中しまして全部これを移してまいりまして、それをまた分筆いたしまるときには、そのずらりと並んだ所有権の登記事項というものが分筆された個々の不動産にすつとついていくことになるわけであります。でありますから、各不動産の甲区の所有権に関する登記事項は、実に長くなりまして、場合によりましては登記簿の二枚にも三枚にもわたるという膨大なものが出でございますと、そういう大規模な宅地造成とか、工場団地をつくるとかいふようなことがありますございませんでした関係で、そうたいした手数でもなかつたのでござりますが、最近ではそれが非常に大きな手数になつております。

は、その場合には一々合併の対象にならぬ登記事項を移していくということをやめまして、合併によつて何某のために所有権の登記をする——ちょうど所有権の保存の登記をする場合と同じような单一の所有権の登記をしようといふのがこの改正案のねらいでござります。それによつて十分合併の登記の目的を達するというわけでございます。

の売買価格ではございませんで、その不動産の評価をいたしまして、実際の取引価格じゃございませんで、不動産の評価を基礎にいたすわけでございまが、その評価も、多くの登記所は大体固定資産税の評価を基準にいたしております。ただ、固定資産税の評価とは、御承知のとおり必ずしもこれは全国的に基準が一致しておりませんので、かなりでこぼこがあるわけでござります。でありますから、この評価が適正でないと思います場合には、多少これを修正いたしまして適正になるようになります。でありますから、この評価が適正でないと思います場合には、多少のことを登記所で持つておりまして、そ

○ 藩葉誠一君 だから、広い意味で言  
うと登録に入るんですか。

○ 政府委員(平賀健太君) そこは、登  
録税法各個の内容を見ますと、登記税法  
に相当するものもあるわけでございま  
す。ただ名称を登録税法と言つておる  
のかとも思います。

○ 後藤義隆君 ちょっと民事局長にお  
聞きしますが、不動産の表示の登記を  
すれば建物保護法の登記ある建物とい  
うこと認められるということをさつ  
きあなたは答弁されたわけですがね。  
ところが、それは裁判所もそれを認め  
ておりますか、どうですか。

○ 政府委員(平賀健太君) これはまあ

これから、建物があるだけでは所有者がだれであるかということはすぐわかりませんが、表示の登記におきましても、これはまだ保存登記がされておりませんでも、所有者の登記はあるわけでございます。この建物がだれのものかということはわかるわけでござります。で、建築保護法の精神からいきますと、当然そう解釈するのが正しい解釈ではないかということで、法務省といたしましては表示の登記だけで足りるという解釈をとっておるわけであります。この解釈は、私どもの考え方では裁判所のほうでもおそらくこれを認めてもらえるだろうというふうに信じて

○福葉誠一君 まあそのことはまた別  
の機会に聞きます。それに関連して税  
通の問題がありますね。税務署に通報  
する問題があるでしょう。これはいま  
亀田さんから質問がありますから、私  
はきょうはしませんけれども、その場  
合に、あれですか、それはやはり不動  
産登録税と、こう言うわけでしょう。  
登記なんだけれども、登記税とは言わ  
ないで、登録税と言っているのは、登  
記という概念はやはり登録という概念  
の中に入ってくるのですか。そういう  
考え方なんですか。

○稻葉誠一君 判例がないのはこの前聞いたのですけれども、法務省が登記に関してそういう解釈をとっているのなら、これはやはり裁判所との間で十分打ち合わせをしてそれを徹底させたほうがいいのじゃないでしょうかね。私は何かあまりその点は徹底していないようを考えるんですかね。そういう点はどうなんでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) まあこれは稲葉委員に申し上げるまでもないのでですが、裁判官はそれぞれ個々独立でございまして、たとえば最高裁判所の事務当局と私どもと打ち合わせましても、それが個々の裁判官を拘束するわけでもありませんし、これは今後の判例にまつよりはかないと思うのでございますが、先ほども申し上げましたように、建物保養法の精神からいきまし

あるかということは表示の登記でわかるんだと、だから建物保護法の登記の中に入れていいのだということなら、これは建物台帳法で結果同じ目的を達するんですから、しかもそれが一元化が非常におくれておるというか、初め私ども五年間の計画だと聞いていたんですが、十年計画になつたということになれば、おくれるために一般の人が非常に不利をこうむる危険性があるわけですから、その点はもつと考えてくればきやいけないんじゃないですか。同時に、一元化ということをもつと早く予算を取るなら取つてやるようになければいかんと思うんですがね。これは私のほうの要望ですけれども、前々から話していますからおわかり頼えることだと思うんです。私はこれで終わります。

○橋葉誠一君 その場合、売買価格などを基準にして登録税をかけるわけでしょう。すると、売買価格の算定なんかどうやってやっているんですか。どうもあれが、何といいますかね、あまり基準なしにやっているのじやないでしょうか。

（政府委員（平賀健太君））御承知のとおり、登録税法にはいろいろ入っておりまして、不動産登記でござりますとか商業法人の登記は、これは登記でございます。そのほか、鉱業権の登録だとか、そういう登録と呼ばれておるのも入るわけでございまして、それを総称して登録税と、こう言つておるのだろうと思ひますが……。

すが、裁判官はそれを個々独立でございまして、たとえば最高裁判所の事務当局と私たちもと打ち合わせまして、それが個々の裁判官を拘束するわけでもありませんし、これは今後の判例にまつよりほかないとおもふのでございますが、先ほど申し上げましたように、建物保護法の精神からいきまして、いやしくも現場に建物がある。そ

く予算を取るなら取つてやるようにして  
○委員長(中山龍藏君) 亀田君。  
○亀田得治君 不動産登記法の一部改  
正に関する若干お尋ねをした、と思ひ  
前々から話していますからおわかり頗  
えることだと思うんです。私はこれで  
終わります。

ます。

稻葉委員はじめ非常に詳細に御質問があつたのは、税通関係と登記所の統廃合の問題につきまして少しお尋ねをするつもりです。

その前に、これをすでにこすかな質疑があつたと思いますが、しかし、基本的に重要なことですから、かたがた大臣をお越しになつておりますので、重ねてお伺ひするわざですが、最近登記

事件というものが年々非常にふえてきているわけですが、しかし、その関係の職員はたいしてふえない。増員されないわけです、結果において。現在すでに相当負担過重になつておるわけでして、こんな調子で行つたんでは登記関係の仕事というものがそのうち非常な危機的な状態に突つ込んでいくんじゃないかという感じがしておるわけであります。こまかいことを言うんじゃないですが、大まかに見てその点ひとつもう一度どういうふうな考え方を持つておるのか、お聞きをしておきます。

いということにおきまして、職員の相  
当数の増加と、それから施設の改善、  
それから事務能率をさらに向上させま  
すために最近の事務機械やなんかを入  
れまして、すみやかにこういう状態を  
解消したいとせつからく努力をいたして  
おるところでござります。

○亀田得治君 こういう状態をきちん  
と解決するには、なかなか部分的に  
やつてもいかんわけですね。人だけふ  
やしてもだめだ。人が入るところがな  
いわけですね。現状では、だから、物  
的な関係、人的な関係、双方に手をつ  
けなければいかんわけなんです。そりな  
りますと、どうして年次計画的なも  
のをちゃんと持つて、そうして社会の  
需要にこたえることができるようなも  
のをつくらぬといかん。近ごろは、道  
路でも、河川の改修にしたって、みん  
な年次計画というものを立ててやるわ  
けでしてね。これほどいろんな不動産  
関係の移動等が激しくなるということ  
を考えますと、ぜひいまのうちにそ  
のことをやりませんと、破産状態になる  
心配があるわけですね。これはなかなか  
か民事局長だけ張り切ってもできない  
わけでして、大臣がその気になつて、  
そうして政府全体がそのことを認識し  
てもらつて取組むということにな  
れば進むなと思うのですね。そういう  
意味で、大臣のこの問題に対する所見  
をお伺いしておきたいと思うのです。  
○国務大臣(質屋興宣君) いまの御質  
問の趣旨は、御同感の点が非常に私  
多いのでありますて、登記事務の正確  
迅速を期するために大いに努力する方  
面がたくさんなくちやならぬ。今回の  
審議を願います法律案も、その一環  
をなすわけでございます。事務を正確  
を欠かんで簡素化できるものは十分に  
簡素化していく。それから物的設備の  
うちのいろいろなそのための用具とか  
器具と申しますか、こういうものはこ  
れの方面には大いにそれで簡素化すると  
いうウエートが比較的少ないかもし  
ませんが、これにも尽力いたすわけで  
ございます。それから結局人手が足り  
ないということが大きな理由かと思  
います。その意味におきまして、近來た  
いがい毎年二百名定員を増加してお  
りますが、決して十分とは思つております  
が、決して十分とは思つております  
せん。ただ、ほかのいろんな国の行  
政上の仕事、こういうものに対しまし  
て、必要な増員の権衡とかいろいろな  
点から申しますと、決して十分ではござ  
いませんが、ある程度にはその権衡  
論からいけば財務当局でも相当な努力を  
をいたしておりますようござりますか  
ら、なおこの点につきましては努力を  
重ねてまいりたいと思います。

ただ、電話とかあるいは特許事務の  
ような過去の停滞件数が非常に多くて  
これを何年間に解消するというふうな  
意味の年次計画は割合にいま必要は少  
ないかと思ひますが、将来の増加趨勢  
をどう見てまいりますか、これも予測  
は困難でございますが、人員の増加を  
もう少し早いピッチでやらなくちゃな  
らぬじやないかというふうに考えま  
して、今後もそれについて努力をしてま  
いりたいと考えておる次第でございま  
す。

○亀田得治君 いま大臣からも前向き  
の御答弁がありましたが、問題点が二  
つ私感じたわけですが、一つは、物的  
関係の強化というものは、機械器具だ  
けじゃないので、むしろ建物ですね、どこで  
これが非常に狭隘なんです、どこで

も。税通問題なんかでも、ああいう本のが起ころるもの一つは私はそういうところから来おると思う。これはいさう言うて来年年全部解决といったようなわけにとてもいかんわけでしてね。そまつておくとこなんですから、あまり見すばらしいところにあると、どうも何か信頼度が、それだけで薄れるといふわけじゃありませんが、やはりものとは限度がありますから、外観だけではなしに、現在問題になつているのは具体的にスペースが少ない、人が働くところが。だから、ぜひこれはひとつ年次計画的なものを立ててほしい。裁判所のように事件がたまついてそれを解消するのにどうするかといったようなそういう問題は登記にはない。しかし、いま民事局長がおっしゃつたまことに、登記はその日のうちにやらなければ非常な不便なわけなんですから、その日のうちに済ますのが原則なんですね。しかし、一週間なり十日なり延びるというのがあるというようなことを解消しようとしますと、これはやはり年次計画が人的的関係でそろつてこのと、そうならないんですよ、どうしても。登記で一日おくれているといふやつは、裁判の遅延なんかに比較すれば、二ヵ月三ヵ月の遅延に匹敵するのじやないかと思うんです。わずか十日といつたらいいへんなものです。だから、そういう認識でひとつ何とか計画を持ってほしいですね。大蔵省になると、現実に道路をつくって皆が

そこを走って歩いて便利だということ  
がびんと来るもんだから、わりあい  
取つ組みやすいのかもしれぬが、その  
道路のものは土地なんとして、しか  
し、そういうことは書類の上だけのこと  
とだから、案外軽く考へてある。これ  
は非常にいかんと思うんです。だから、  
ぜひ計画を持つてほしんで。民  
事局長のほうで何かそういう計画の草  
案といいますか、そういうふうなもの  
があれば、ひとつ私案でもけつこうで  
すから、こういうふうに考へてあると  
いうふうなことがあつたら、意見を參  
考にこの際聞かしてほしいと思いま  
す。

○ 亀田得治君 それは、担当の民事局  
ございまして、私どももいたしまして  
はこういうことではないと思いません  
がらも、私どもの努力の不足のせいかな  
とも思うのでござりますけれども、ま  
だ年次計画まで立てるに至っていない  
のでござります。

（鶴田衡治君）それは、担当の民事局長が年次計画の案を持っておらんようでは、なかなか大臣のほうも推進のてこがないわけでして、やはり考えてほしいと思うんです。登記関係というものの責任がこれでは持てないというふうな突っ込んだ立場に立って、職を賭してひとつこの問題は追求してほしい。これは要望しておきます。

ますが、しかしながら、法務省の計算どおりにいきましても、一人当たりの負担量が昨年よりもふえるわけですね、二百名増員になつても。現在すでに過重になつて問題が起きているのに、さらに負担があふるわけなんです。甲と乙とのバランスのとり方をもう少しきびしくやれば、もっと負担があふれる計算が出るのかかもしれません。そういう点は別にして、法務省の皆さんの計算どおりにいつたって、負担過重で困つてゐる。その負担がさらにふえるわけです。私は来年度のことについては、もう質疑の最終でもありますから触れません。そういうことよりも、抜本的にこの問題を取り組む、そういうことをここで要求しておきます。

そこで、それが一番集中的にあらわれるのは、年次休暇の問題だと思いまですが、登記関係の人人が年次休暇をとるのは非常に少ないよう聞いているわけですが、実情はどうでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 年次休暇は、御承知のとおり、規定上は年間二十日ということになつてゐるのですが、私どものほうで調べまして、約一万人近くの法務局の職員がいるわけでございますが、全国平均いたしまして七日前後の計算でございます。さらにこれをこまかく申し上げますと、これは全国的な調査の例がないのでござりますが、仙台の法務局におきまして実地の調査をした結果がござりますが、法務局の本局の職員は平均いたしまして年間十日でございます。支局の職員は年間十二日、それから出張所の職員は三日という数字が出ております。  
出張所が非常にこういうふうに休暇の日数が少なくなりますのは、どうしても職員が一人とか二人とかという小さい出張所が多うございます関係で、所長が休みますと、ほかの本局なり支局なりから代理をその日は出さなければいけんというふうなことになります関係で、出張所勤務の職員は、非常に氣の毒なのでござりますが、どうしても休暇がとりにくい。大出張所でござりますと、かわりがおりますのでいいでござりますけれども、職員が一人二人ということになりますと、どうも実際問題として休暇がとれない。そういうことで、出張所につきましては年間平均三日しか休めないという現状でございます。

かと考えます。たとえば本省なんかは、比較いたしますと、法務省本省では、とても一人七日といふようなことじきもないと思います。もっと多いと思います。十日あるいは二週間前後の平均しますと年次休暇をとっているのじやないかと思うわけでございます。

○亀田得治君　これは一例だけその点を申し上げたわけでして、これは一事が万事でありますて、先ほどのような趣旨でひとつ前向きで考えていただきたいと思います。

それから次に本論として税通問題に入りますが、昨年昭和三十八年度の税通をやられるときにも私たちここで若干質疑をしたわけですが、しか

に対する不動産の所有権の移転の論  
知は、ただいまお話しのように、三十九年度現在やつてゐるわけでござります。三十  
八年度現在やつてゐるわけでございま  
す。三十九年度につきましても、実は  
国税庁のほうから本年度と同様引き継ぎをいたしてもらいたいという要請がござ  
います。私どものほうでは、日下検討をいたしております。まだ最終的に結論は出  
ておりませんけれども、いままで議論を検討いたしておる段階でございます。  
臣に申し上げまして御決裁をいただきたいと考えておるのでございます。ま  
だ、私どもの手元で検討をしておる段  
階でございます。

○亀田得治君 そうすると、まだやる  
ともやらんともきまつておらんわけで  
すね。

○政府委員(平賀健太君) まだやると  
もやらないともきまつておりますん。

○亀田得治君 私も、質問を始める前に、また聞きじやいからんと思いまし  
て、それにタッチしておる人たちの氣持  
といふものを少し聞いて回ったわけ  
ですけれども、どこでもきらつて  
ですね。それから実際に仕事をされる  
人だけじゃなしに、法務局の責任者の  
ような立場の人も、まあ上から言葉で  
くると、法務局長などという立場があ  
るものですから、なかなか民事局長に  
たてつてといふやうなわけにもこれ  
はいかんのでしきうが、腹の中では、  
職場の現状を知つておるものですか  
ら、忙しくやつておるのにそこへまた  
この仕事をやれといふのはどうもかわ  
いそうだといふやうな、どうも実際の  
腹はあまり積極的じやない、そういう  
ふうな感じをしているわけですがね。  
そういう点はどうなんでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま申しますと、不動産の移転がありました場合に登記所からも通知をいたしますのは、実は国の税務署だけではなくて、固定資産税、不動産取得税の関係でもしまして市町村にも通知することになつておるわけでござります。これは戦前からこういう通知がなされておつたのでございまして、固定資産税、昔は地租家屋税でございますか、その固定資産税の所管官署に対する通知が、これは戦前から行なわれておつたのでござります。戦前においては、台帳が税務署から法務局に移管されます以前は、登記所から税務署に対してこの通知をしておりまして、固定資産税が地方税として市町村に移管になりましたからね、これは市町村に通知する。これは現行地方税法にその規定が残つてずっと義務的に登記所の義務になつてやつておるわけでござります。実情を申し上げますと、これがずっと戦前から引き続きの仕事でありますために、予算がなかなかこれは入らないのでござります。現在市町村に対する通知の関係で入つております予算は、わざわざ用紙代五、六十万円なごく同一の内容のものなのでございまどころが、いわゆる税務署に対する通知は、昭和三十六年から国家機関相互間の協力ということで始めたのでございますが、市町村に対する通知と全く同じです。

す。全く同一のものを通知いたします。わけで、この通知書の様式なんかもいいろいろ工夫をいたしまして、市町村に對する通知書をもう一通同じ内容のものを作つければいい、複写紙を使いまして二通つくるということでもって同じものをつくるということで、できるだけ税務署に對する通知をするために余分の手数にならないよう、実質的に市町村に對する通知と同時に、そのため特別の手数を要しないで、といふことでいろいろ工夫し改善をいたしまして税務署に對する通知をやつておるわけでございます。

法務局の職員が一部に苦情がありますのは、国の税務署に對する通知だけではございませんで、実は根本を申しますと、市町村に對する通知が実は非常に負担なのでございます。私どもといたしましても、予算の改善ということを強く必要を感じまして財政当局には要望いたしておりますのでございますが、これは戦前から行なつておる仕事であります関係で、なかなか予算の増額ということができるないのでございます。そこで、国の税務署に對する通知を国税庁との協力關係ということで行なうようになりますと、国税庁のほうで相当の予算はみると——私どものほうでは法務局の現状にかんがみまして相当の予算を分けてもらつたのでございましたしまして、三十八年度におきましては国税庁のほうから総額約千二百万円の予算を分けてもらつたのでござります。これは予算執行の形式上は支出委任という形をとつておりますが、ざつくばらんに申し上げますと、国税庁に入つておる予算を千二百万円分けでもらつて実は三十八年度におきまし

ては通知を実施してきたわけでござります。この千二百万円というものは、国税庁に對する通知だけに使われるのではなくて、むしろ本体は、市町村に對する通知が予算では五、六十万円しか見ておりませんで、それが非常に実情に合わない予算でございますために、市町村に對する通知をこれでカバーしておるという、ざっくばらんに申し上げますと、そういう実情なのでござります。

そこで、三十九年度も国税庁のはうではぜひ協力してもらいたいという要請がすでにございます。これは国家機関相互間の協力ということで、もし可能なら法務局としては当然協力すべき筋合いのものでございますが、やはり何と申しましても法務局の非常に事務繁忙の現状でござりますので、できる限り国税庁のはうから予算を見てもらう。まあ国税庁に入った予算を頼りにするようで、はなはだ情けないことではございませんけれども、できる限り国税庁のほうでその予算面において援助をしてもららう。そういう関係で、一体国税庁のはうからどのくらい援助がいただけるかということで目下折衝をしておるわけでござります。これでどうしてもカバーができない、そういうことではどうもだめだということになりますれば、これは三十九年度はやめてということになりますけれども、国税庁のほうで相当の措置をしてくれるということになりますれば、三十九年度もまた三十八年度と同様にやるということになるうかと思うのでござります。

のに立脚いたしまして、現実的に考慮していくべきだというふうに思つておる次第でございます。

○亀田得治君 市町村に対する通知を一枚書くのも複写で二枚書くのもたいして違わんじやないかというふうに言われますけれども、私も最初はそういう感じもして、実際にやつておる人にそう言つたことがあるんですが、それがまた非常に違うらしいんですね、一枚と二枚では。事務がそれほど混んでおらぬ場合はいいですけれども、そうでない状態で飽和状態にあるときに、一枚だけさっさとペンで書いていけばいいのと、複写で特に書いてそしたらそれを仕分けをして間違わんようになりますといふのは、そう先生が言うよと。まことに簡単なものじゃないですよと。まあそり言つてみれば、やはりそうかもしれませんねと思つますね。こつちが忙しくあるといふことを前提にしてやはり考供でも横から要らぬことを言うと、普通ならば何でもないことがびんとくるようなものでして、だから飽和状態にあるといふことを前提にしてやはり考えてやらんといかんと思うんですね。手がすいているなら、そんなことはいたいした問題じやなかろう、ざくくばらんにそう思ふんです。そうでないところに問題がある。それは民事局長もよく存じでしよう。

そこで、これもわかり切つたことで、すが、ちょっと確かめておきたいわけですが、この仕事は本来はやはり国税庁の仕事だということは、法務当局も国税当局もその点は確認しているわけでしょう。協力するせぬという問題は別にして、本来は国税庁が取る税金の資料なんですから、国税庁の仕事だ、

○政府委員(平賀健太君) これははつきりしているんでしょ  
うね。  
○資料になるわけでござりますので、  
あくまでもこれは仰せのとおり国税庁  
の所管の仕事であるわけであります  
○亀田得治君 そこで、そういう税務  
がなされておるわけですが、実際には  
国税庁、税務署では何割くらいそれを  
利用しているんですか。つまり、登記  
所のほうは、所有権移転登記があると  
片っ端から書いて送るわけですね。  
そのうちの何割が国税庁では課税対象  
になつてゐるのですか。

税の対象となる機会をこれで通知する。で、もちろんこれのみで課税がであります。あるいは実際不動産の移転がであります。あるわけじやございません。あくまでもそれは移転の経件数のあるいは〇%とか三〇%というようなことかされません。私どもその点はあまり事情をつまびらかにいたしておりません。

でございまして、どうしてもやはり登記された不動産の移転というものを全部把握しまして、その中から一体課税の対象になるものはどれかということを調査して進めていくというわけでありまして、あらかじめ登記の関係を見ないでもって課税すべき事件というものが税務署にはわかるわけじゃないのをございます。でありますから、かりに登記所から通知しないということになりますと、税務署のほうから登記所に参りまして、登記の申請書なりあるいは登記簿を一々調べまして、全部の移転の事件というものを拾い出しまして、それを元にして個々的に調査をするということにならざるを得ないと思うでござります。でありますから、実際問題としては、こちらでせっかく通知いたしましても、その通知された事件のうちの二割とか三割とかいうようなものしか実際には課税されないということになるかも知れぬとも思うのでござりますけれども、やはり通知は全体としてこれは役に立つてゐるということになるとと思うのでござります。以前でござりますと、税務署から登記所に参りまして登記の申請書を調べておったのでございます。これはもうほんとうにつけたりの理由でござりますけれども、たださえ狭い登記所の事務室に税務署から何人かやってきて申請書をひっくり返して調べられるということになりますと、狭い事務室がますます狭くなる。そういう不便もございまして、それがもちろん主たる理由じゃございませんけれども、こちらのほうで協力をいたしましょうことにもなったわけでございます。

る通知ということがないとなれば、もちろんこういう新しい協力はいたすはずはございません。すでに市町村に対してやっているのであります。これも市町村に対する実質は協力であります。地方税法に規定はございますけれども、それは市町村の徵税の便宜のために通知をすることになつておるのであります。利益を受けるのは市町村でございます。これもやはり協力なのでありますし、それと全く同じ内容のものを国の税務署にも一緒に一通余分に通知書をつくって送るということでございますので、事務の負担はそのためにそうふえると——ほとんど変わらないと言つていないのでございます。そういうわけで、国の税務署に対する通知に協力することが、国家機関相互間の協力という根本的な、これは法律の明文になくとも、そういう義務が国家機関相互間にあると思いますし、国の行政事務を能率的に合理的に処理していくという見地からも、そうすることが好ましいというふうに私どもは考えておる次第でございます。

記関係なんといふのはいろいろなところに関係があるわけですからね。税務署だけじゃないんですよ、それは。一般の利害関係者にしても、ともかく狭いから、しろうとが行つてちょっと調べようと思つたって、じやま者扱いされ、そういう気持ちがあるわけじゃないけれども、狭いからどうしても、そうなつちやうんですね。だから、そういうことがいかんわけなんんでして、それを直さずに、むしろそのことを理由にして今度は協力をしてやるというのは、これは、もう主客転倒なんですね。だから、そら邊でちょっと開き直つて税通というものをもう拒絕してしまふくらいの強い態度をとつて、そうして大蔵省のほうでちゃんと人と建物をそろえて、こちらも余裕ができたら、そのときはまたそのときで前向きで相談しようといふくらいにやらぬと、これは進まんと私は思う。同じことをいつまでも繰り返して忙しいところによけい忙しくさせるということが非常に職場全体を暗くする、そういう感じを非常に強く受けたおわけです。だから、そういう現状に局長がなれてしまつては、私はいかんと思う。

そこで、次に関連してさらにお尋ねしますが、賃金職員を昨年は税通のために六十名配置されたわけですね。その配置表は私持つておりますが、この六十名が配置されなかつた登記所は、結局、税通をやつたからといって、費用が少しもプラス・アルファされておらぬわけですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せの賃金の関係でござりますが、総額にしまして約九百万円を国税局から分けてもらつているのでござります。現

実にこの九百万円の予算で採用しておられますのは五十九名でございます。で、人數にしますと五十九名という小人数になりましたために、繁忙期だけをとりましても数百あるわけあります。が、登記所に全部これを配置するということはどうしても不可能でござりますので、一部の事務繁忙期に配置するということになったわけでござります。  
○亀田得治君 それで、結局、千二百萬の中の九百万が人件費関係に回わたった。その人員を配置されなかつたところは、従来の正規の予算の中での仕事をこなしている、そういうことになりますが。  
○政府委員(平賀健太君) そのとおりでございます。  
○亀田得治君 それはちょっと筋が通らぬのじゃないですかね。それは、人員の配置されなかつたところは、配置を受けたところに比較すると、若干手が付いている場所であろうと私は思つてます。それにしても、配置されないところが大部分であるわけですね。その余分な仕事をしてもそれがちつともプラス・アルファがつかないというのには、どうもこれは不合理なようにも思ひますが、どうなんですか。実際に配置されないところでも、相當に忙しいところがあるのではないですか。だから、そういう実際に忙しいのに五十九人というとのために人が来ぬということは、非常な負担ですわね。ひまだからおまえついでにやつておけといふようなところは、これはちょっとと理論的な問題になりますけれどもね。そうでないとところは、実際にもこれはあなたが不合理的じゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございまして、そういう関係もござりますので、三十九年度をどうするかという点につきましては、十分国税庁ともいま折衝をいたしておるわけでござります。決してこれで十分だとは私ども思っていないわけであります。

○亀田得治君 そうすると、人員配置のないところでも若干の何かはつくわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 具体的にどうなりますか、目下検討中でござりますので、いまどうなるかということは申し上げることができぬわけでございますけれども、できるだけ法務局の現状に即した措置をとった上でもしやるとすればやりたいということなんでございます。そういうことでもって国税庁とも交渉をしておる段階でござります。

○亀田得治君 まあこれは断わつてもらえれば一番問題は簡単でいいわけですがね。そんなみみっちいものをぜひつけてくれという意味で言っているわけじゃないので、ただ、昨年度について五十九名では、あまりにも引き受けたて実行するにしても少ないし、非常なアンバランスが出ていることを聞くものですから、申し上げたわけです。若干のものを取つてぜひ大いにやってくれという意味じゃないですから、ひとつ誤解のないように願ります。

次に、登記所の統廃合の問題に移りますが、大臣に最初一言だけお聞きします。

ておるんじゃないかと思う。というの  
は、いろいろな地方の経済開発なり新  
しい問題がその後たくさん出ておりま  
すわね。そういう関係から、いなかだ  
と思っていたところが案外そうではな  
くなる。当然、そういう問題が起きて  
くれば、これは不動産に関係してくる  
わけですね。だから、そういう条件の  
変化ということを考えますと、法務省  
が当初立てられた登記所の統廃合問題  
というものは、一ぺんきめたのだとい  
うことでの原案にとらわれ過ぎます  
と、どうも不自然なところができるん  
じゃないかという感じがするわけで  
す。だからぜひこれはひとつ社会条  
件がそういうふうに変わつておるなら  
変わっておるなりにやはり再検討する  
ということが必要のようと思つている  
んです。こまかいことは民事局長にお  
聞きしますが、大臣の所感を聞いてお  
きたいと思います。

用者のほうの立場からの検討の足りりない面があるんじやないか。たとえば酒屋の統廃合にしても、統廃合してその店が――そのころは労力問題、政府がおもでしたが、減りますと、今度は消費者のはうからいったら遠方へ買ひに行く、こういう矛盾がありましたので、当時は厳に戒めておったのです。が、登記所の場合でも十分検討しておると思いますが、官庁側からいえば、先ほど種々お話がありましたとおり、統合して所員の執務が少しでも合理的にできるということや、その他もつともな点がたくさんございますが、利用者のほうの立場を考えない。そのため、非常に交通費を出しましたり、登記所に出向く時間がふえたり、極端な場合には一泊しなければならない。こういうふうな利用者側のロスと官庁側の利益といふものをしてんびんにかけなければ簡単にきめるべき問題ではないのじやないか。そういう要素も從来決して考えないわけぢやございませんが、なおそういうほうにもう少し重きを置いて考えていくべきではないかと思ひます。

それで、地元等におきまして非常に異議のある場合には、決して既定の方針などということではなく、十分に慎重に再検討をし、かつ十分に地元の人があ納得してもらひよう、そういう段階に到達してやりたい、こういうふうに民事当局でも努力いたしておるようなわけでございます。

そこで、お急ぎのようですから、民事局長にお聞きしますが、従来、資料を拝見しますと、ずっと統廃合をやられてきておりますが、これは大体小さないところですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおり、大体小さいところが大部分でござります。

○亀田得治君 小さいというと、大中小の分け方の問題があるかもしませんが、どういうところを小さいところと言つておられるんでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 職員の数で申したほうがいいと思いますが、職員が一人二人というところが大部分でございまして、三人以上のところなんかはごくわずかでございます。大部分が職員一人一人という小さい出張所でございます。

○亀田得治君 これは大阪のことを申してたいへん恐縮ですが、あすこで古市、富田林、長野、こういうところにあるわけですね。これがあの辺へ行くといつも問題になるんです。最近あの辺は住宅がぐっとふえてきてるんですね。これから発展していくとあるわけですね。これがある辺へ行くんだとか、何かそんなような話が出てるわけですね。関係者は非常に心配しているわけですよ。大きさから見てるものじゃないんですね。相当規模が大なつておれば、人數なり件数をおしゃつてほしいんですが、そんな小さいものじゃないんですね。相当規模が大いんです。そうして住民もそれを希

しまうというのは、これは一体サージカルス機関を何と心得ておるのであるか。地元の本元府議はじめいろいろの人々から強い希望を聞いているのであります。ですが、一体どういうふうになつてゐるんですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま御指摘の三つの出張所は、いずれも大阪法務局管内の出張所でござります。古市出張所が中でも一番大きいのでござります。職員が五名おります。それから登記事件の甲号が一万件でございまして、事件数が約五千七百件でございまして。それから長野出張所も同じく職員数三名でございまして、事件数は約三千件でござります。

○亀田得治君 最近ずっと登記事件はふえているんでしょう。その点はどうでしよう。

○政府委員(平賀健太君) この辺は、仰せのとおり、事件が増加する傾向にあります。

○亀田得治君 それなら、それを取ってしまうというようなのは、さつきの大臣の御答弁からいきますと、慎重に検討しなければならない部類のものだと私は思うんですが、どうなんでしょう。

○政府委員(平賀健太君) 結論から申し上げますと、仰せのとおりに私どもも考えております。

当初この三出張所について、富田林出張所がまん中にございますので、富田林に合わせたらどうかということを考えましたのは、実はこのあたりは非常に交通の便のいいところでございま

は、距離にいたしまして約五キロ、電車で参りますと十分間でござります。それから富田林出張所と長野出張所の間も、これは約七キロ、二里足らずでございまして、電車で十五分くらいで行けるところでありまして、非常に交通が便利なところでござりますので、中央にあります富田林に集めまして、富田林の出張所をりっぱな登記所にして、近代的な登記所をつくりまして、職員の数もふやし、そこで能率的な事務の処理ができるような体制を整えたならば、結局は登記事件の処理早く済むことになって、非常に交通の便利がいいところでござりますので、申請人の皆さんにもそう御迷惑をかけないで済むのではないかというふうに考えまして、一応統合したらどうかと考えたわけでござります。

○委員長(中山福蔵君) 他に御発言あるございませんようですから、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(中山福蔵君) 御異議ないと認めます。

ざいませんか。別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございません。

○委員長(中山福蔵君) 御異議ないと認めます。

す。不動産登記法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(中山龍蔵君) 全会一致でござります。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

員会報告書の作成等につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中山藏蔵君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○委員長(中山福蔵君) 次に、鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案を議題とし、発議者より提案理由の説明を聴取いたします。中村君。

○中村順造君　ただいま議題となりました鐵道公安職員の職務に関する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

鉄道公安職員の職務に関する法律は、議員立法として、昭和二十五年八月、第八回国会において成立したものです。その立法の経緯としましては、終戦後の旅客輸送秩序の混乱、悪性荷物事故の発生、鐵道施設内における犯罪、あるいは輸送知識を利用して犯す等が増加し、しかもそれが大規模化、集團化するに至ったという特殊事情があったのであります。日本国は鐵道においては、駅長、助役、車掌など特定の職員に従来から司法警察職員の権限が与えられていましたが、その権限は限定的であったので、當時の実情に合わせず、かような状況に対応するため、専從者による統一ある鐵道公安維持の制度確立へと進んできました。が、現行鐵道公安職員の職務に関する法律の制定により、當時すでに日本国有鐵道の公安維持に当たっていた鐵道公安職員に鐵道犯罪の捜査権を持たせ、武器の携行を許すこととなり、鐵道運輸の治安確保に万全を期することとなつたのであります。

かくて、この法律は、當時の鐵道輸送の公安上の特殊事情に対処するため生まれたものであります。今日においては、さきに述べましたこの法律制定當時の特殊事情はすでに解消し、悪質な鐵道犯罪も今日ではほとんど見られず、また、鐵道輸送の秩序も顯著な改善をみているのであります。

さらに、この法律は、鐵道輸送の専門的知識を有する國鐵職員によつて犯罪捜査を行なうという意義を有してい

たのであります。が、今日では、制度的に、次のような疑義ないし欠陥を見せるに至っているのであります。

第一に、この法律における鉄道公安職員は、日本国有鉄道という公社の職員であり、したがつて国家機関でもない公社の職員が、犯罪捜査権を制限的とはいへ、全国にわたつて持つことは、わが国の法律体系としてはたして合理的であるかどうかという点であります。

第二に、この法律による犯罪捜査に関する職務と日本国有鉄道の職員としての警備に関する職務とが同一人に重複して付与されているという制度的欠陥を示している点であります。すなわち、国鉄職員として警備を行なつている段階において、直ちに鉄道公安委員の職務に関する法律に基づく犯罪捜査権を行使し得るような制度となつていい結果、捜査権の乱用のおそれがあるのであります。

犯罪の発生しない以前から鉄道公安職員が警備に名をかりて組合運動の場に出動することは、組合運動に対する威嚇となり、これが組合運動における労使関係の本来の対等性を破壊する結果となるのであります。

したが  
—たん鉄道公安職員に犯罪  
ありと思料されるに至れば、直ちに搜

付  
川

1 この法律は、公布の日から起算し、

て一月を経過した日から施行する。

（運輸省設置法の一部改正）  
　　運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

### 三十二 削除

道公安職員の指名及びその職務の監督並びに」を削る。

### 3 外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の一部を次のよ

うに改正する。  
第十三条第二項中「、鐵道公安  
職員」を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六

条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別

## 法の一部改正) 4 日本国とアメリカ合衆国との間

の相互協力及び安全保障条約第六  
条に基づく施設及び区域並びに日  
本国における合衆国軍隊の地位に関する

する協定の実施に伴う刑事特別法  
(昭和二十七年法律第百三十八号)

の一部を次のように改正する。  
第十四条第一項中「(鉄道公安職員を含む)」を削る。

（日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する

5 日本国における國禁連合の軍隊  
る議定書の実施に伴う刑事特別法  
の一  
の一部改正)

に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法

号)の一部を次のようにより改正する。

第六条第一項中「(鉄道公安職員)を含む。」を削る。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う

刑事特別法(一部改正)

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う

刑事特別法(昭和二十九年法律第百五十一号)の一部を次のよう

改正する。

第六条第一項中「(鉄道公安職員

を含む。」を削る。

(証人等の被害についての給付に

関する法律の一部改正)

7 証人等の被害についての給付に

関する法律(昭和三十三年法律第百九号)の一部を次のようにより改正する。

第一条第二項中「(鉄道公安職員

を含むものとし、」を削る。

(経過規定)

8 この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

1、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月三十日)

1、刑事補償法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月三日)

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

1、戦争犯罪裁判関係者の補償に関

する請願(第八五三号)(第八八三号)(第八八九号)(第八九〇号)(第九一七号)(第九四四号)

四日受理

第八五三号 昭和三十九年二月二十日

願 極端犯裁判関係者の補償に関する請

願 請願者 山口県萩市新川西区

紹介議員 安藤修道外二十四名

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

願 第八八三号 昭和三十九年二月二十日

願 戰争犯罪裁判関係者の補償に関する請

願 請願者 平島敏夫君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

願 第九一七号 昭和三十九年二月二十日

願 戰争犯罪裁判関係者の補償に関する請

願 請願者 高橋忠道外一名

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

願 第九四四号 昭和三十九年二月二十日

願 戰争犯罪裁判関係者の補償に関する請

願 請願者 紹介議員 平島敏夫君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

願 第八八九号 昭和三十九年二月二十日

願 戰争犯罪裁判関係者の補償に関する請

願 請願者 杉原荒太君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

願 第八九〇号 昭和三十九年二月二十日

願 戰争犯罪裁判関係者の補償に関する請

願 請願者 紹介議員 橋口敬七郎

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

願 第八九一号 昭和三十九年二月二十日

願 戰争犯罪裁判関係者の補償に関する請

願 請願者 鳥取県米子市皆生南大

境二二三ノ三 八原博

紹介議員 仲原善一君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第六日受理

第九一七号 昭和三十九年二月二十日

願 戰争犯罪裁判関係者の補償に関する請

願 請願者 新潟市名目所二、九二〇三原七郎外十一名

紹介議員 小柳牧徳君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第七日受理

第九四四号 昭和三十九年二月二十日

願 戰争犯罪裁判関係者の補償に関する請

願 請願者 紹介議員 亀井光君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第七八九号 昭和三十九年二月二十日

願 戰争犯罪裁判関係者の補償に関する請

願 請願者 紹介議員 外六名

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第七九〇号 昭和三十九年二月二十日

願 戰争犯罪裁判関係者の補償に関する請

願 請願者 紹介議員 亀井光君

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第七九一号 昭和三十九年二月二十日

願 戰争犯罪裁判関係者の補償に関する請

願 請願者 紹介議員 橋口敬七郎

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第七九二号 昭和三十九年二月二十日

願 戰争犯罪裁判関係者の補償に関する請

願 請願者 紹介議員 橋口敬七郎

この請願の趣旨は、第七七一号と同じである。

第七号中正誤

ページ段行誤正

一三から六七一六終り遂げまし遂げまし

一〇一六六一五と、と、と、

九三一うり診断書と診断書ど

七一六七一六六一五と、と、

九三一うり診断書と診断書ど

一〇一六六一五と、と、

九三一うり診断書と診断書ど